

<別紙 1 >

介護老人保健施設萌生の里のご案内

〔重要事項説明書〕

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 萌生の里
- ・開設年月日 平成 10 年 8 月 10 日
- ・所在地 長野県塩尻市大字木曾平沢 2396 番地 1
- ・電話番号 0264-34-1100 ・ F A X 番号 0264-34-1102
- ・管理者名 河原 勇
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2052680028 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の御世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設萌生の里の運営方針〕

介護老人保健施設萌生の里は、利用者の自立支援を促進し、家庭生活の延長として利用者が、明るい家庭的な雰囲気の中で利用していただけるよう努めます。又利用者の意思を最大限尊重し、各職種のチームケアによる質の高いケアを提供いたします。そのため常日頃から職員の資質の向上を目指します。さらに、地域住民との交流を深め、地域に開かれた施設として共に支え合う施設を造ります。施設設備にも万全を期し、施設ケア、在宅ケアと共に、利用者が安心して生活できるよう努めます。

(3)施設の職員体制

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び運営に関する基準に基づき配置

医 師	1 名	看 護 師	8 名
介護支援専門員	1 名	介護職員	2 0 名
支援相談員	1 名	管理栄養士	1 名
理学（作業）療法士・言語聴覚士	1 名以上		
調理員・事務員 等		薬 剤 師	1 名(兼務)

(4)入所定員数 定員 8 4 名

・療養室 4 人室 2 1 室 2 人室 0 室 1 人室 0 室

(5)通所定員 5 0 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事 食事は原則としてホールでおとりいただきます。食事の時間は次のとおりです。
朝食 7時30分～ 8時00分
昼食 11時30分～12時00分
夕食 18時00分～18時30分
- ⑤ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所後の支援も行います。）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス 介護支援相談員が入退所、苦情等すべての相談に応じます。
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 基本時間外施設利用サービスについては原則おこないませんが、何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合等にはご相談ください。
- ⑬ 行政手続代行 介護保険要介護認定申請代行等の行政手続きの代行を行います。
- ⑭ その他
※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人社団 敬仁会 桔梗ヶ原病院
- ・住所 塩尻市宗賀1295番地

・協力歯科医療機関

- ・名称 うすい歯科医院
- ・住所 塩尻市木曾平沢1746番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡しますが、不在の場合はあらかじめ提出された緊急連絡先に連絡をいたします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・介護保険証の提出 入所に当たって、介護保険証をご提出ください。
- ・面会 休日、祭日に係わらず午前8時30分～午後8時までできます。
- ・外出・外泊 各階サービスステーションで手続きを済ませてください。
- ・飲酒・喫煙 飲酒は、各種行事以外は原則として行っていません。喫煙は、館内及び敷地内全面禁煙となっております。
所定の場所でお願いしております。
- ・所持金・備品等の持ち込み あらかじめ利用時に確認をさせていただいております。
- ・金銭・貴重品の管理 原則としてお預かりをいたしません。利用者及び施設の都合により必要な場合は、内容を明確にしてお預かりする場合があります。
- ・外泊時等の施設外での受診 施設外での医療機関への受診は、医療費負担の問題がありますので、あらかじめ事前に申し出て行ってください。
- ・ペットの持ち込み 施設内にペットを持ち込むことは、他の利用者の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓を備えております。
- ・防災訓練 年2回実施いたします。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

(電話 0264-34-1100)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、「御意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

<別紙 2>

介護保健施設サービスについて

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者様の介護保健証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスをすれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ・医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者様を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ・リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内のすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
- ・栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ・生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

(施設サービス I・iii) <多床室> ※個人負担は<負担金×10.14×0.1>

介護度	利用者負担金	日用品費	教養娯楽費	サービス提供体制加算Ⅲ	夜勤職員配置加算	利用者負担合計 (日額)
要介護度 1	793	外部契約	150	6	24	968
要介護度 2	843	外部契約	150	6	24	1023
要介護度 3	908	外部契約	150	6	24	1088
要介護度 4	961	外部契約	150	6	24	1141
要介護度 5	1012	外部契約	150	6	24	1192

◎基本料金のほかに加算として、以下の通りとなります。

- ・新規入所の場合 30 日に限り上記料金に 1 日当たりいずれか 初期加算 I 30 円 初期加算 II 60 円が加算されます。
- ・外泊された場合は、外泊初日と最終日を除き 1 月 6 日限度とし 1 日当たり 362 円加算されます。
- ・肺炎・尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪いずれかに投薬、検査、注射等治療を行った場合 (1) 所定疾患施設療養費 II 480 円として加算されます。(1 ヶ月に一回連続して 10 日を限度とします)
- ・医師の判断により医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、看取りを行う場合、ターミナルケア加算として死亡日 45 日前～31 日前について 1 日につき 72 円、死亡日 30 日前～4 日前については 1 日につき 160 円、死亡日の前々日及び前日については 1 日につき 910 円、死亡日については 1,900 円を死亡月に所定単位数に加算されます。

・令和2年4月より加算型老健施設として在宅復帰・在宅療養支援加算1を1日につき510円加算されます。

※高齢者施設においては新たに感染症対応力向上を目的として協力医療機関との連携の上適切な対応を行っていく施設として高齢者施設感染症対策向上加算Ⅰ（10円/月）Ⅱ・（5円/月）加算されます。

※行政が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善を実施している施設として、届け出を行い基準にしたがって、介護職員処遇改善加算が所定の割合で加算されます。また、今年度6月より新たに一体化した処遇改善加算Ⅱ（当施設の基準の割合）で加算されます。

◎入所期間が1ヶ月を超える入所者が在宅に退所される場合においては、以下の通りです。

・入所に先立ち入所者の居宅を訪問し、退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、入所前後訪問指導加算（Ⅰ）として450円加算されます。及びさきの条件に具体的な改善目標・支援計画を策定した場合入所前後訪問指導加算（Ⅱ）480円加算されます。

・入所者の同意を得て、主治の医師に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合、退所時情報提供加算として500円が加算されます。また、他医療機関に入院された場合情報提供料として250円加算されます。※協力医療機関との連携体制の確立により、病状急変等受け入れ、相談対応等常時確保の規定取り決め他において、協力医療機関連携加算として、1月につき要件により50円・それ以外月5円加算されます。

・入所前後から退所後に利用を希望する居宅支援事業所と連携して、居宅サービスの利用方針を定めた場合また必要な情報を指定居宅支援事業者へ提供し、調整を行った場合、入退所前連携加算（Ⅰ）600円（Ⅱ）400円それぞれの要件により加算されます。

◎リハビリテーションにおいては、以下の通りです。

・入所後3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行う場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として1日当たり200円が加算されます。

・入所後3ヶ月以内に認知症の入所者に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的として短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合1日当たり240円が加算されます。（事前居宅訪問あり）120円（居宅訪問なしの場合）

(2) 食事負担及び居住費

(施設サービスⅠ・iii) <多床室>

	食費負担 (日額)	居住費負担 (日額)	経口移行 加算 (日額)	経口維持 加算Ⅰ (月額)	経口維持 加算Ⅱ (月額)	療養食 加算 (1食)
第一段階	300	0	28	400	100	6
第二段階	390	430				
※第三段階	650	430				
第四段階	※1,850	440				

※ 朝食500円 昼食750円 夕食600円(1食毎) ※ 三段階①650円 ・三段階②1,360円

食費負担及び居住費負担については、世帯の市町村民税の額により決定します。

また、経口移行加算については、経管により食事を摂取する利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合に180日を限度として加算されます。また、経口で食事が摂取できないものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご利用者様に対しましては、多職種協働により摂食・嚥下

機能に配慮した経口維持計画を作成し管理を行う場合に加算されます。維持加算Ⅰについては、著しい誤嚥が認められるご利用者様が、また、経口維持加算Ⅱについては、誤嚥が認められるご利用者様が対象となります。療養食加算については、医師の指示に基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の提供に対して加算されます。

※再入所時栄養連携加算 200 円/回・・・当施設の入所者が医療機関に入院し経営栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について当施設管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。

※褥瘡マネジメント加算 10 円/月（3月に一回）・・・入所者の褥瘡を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合加算します。

(3) その他の料金

※日用品費については、(別紙参照) 外部業者との同意の上契約して頂きます。それ以外の日用品費は施設負担とし施設としての日用品費の徴収はございません。

※教養娯楽費は、生き甲斐生活プログラムサービスとして、絵手紙(ハガキ・絵の具等) 園芸(花、プランター、肥料等) 行事(誕生日会・文化祭・夏祭り等での写真立て・折り紙・画用紙・写真プリント代ほか) クラブ活動費、個別プラン実施に必要な物品に使用する料金となります。(同意の上お支払い頂きます)

※理美容代は、現金もしくは振込み(口座振替)でお願いいたします。

※定期的な行事(誕生日会等)以外に係わる費用については、別途戴く場合があります。

4. お支払い方法

(1) 毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の(振替日22日)末日までにお支払い下さい。

(2) お支払い方法は、原則として口座振替となります。現金入金等をご希望の場合はご相談下さい。

付 則

(1) この約款は平成31年4月1日より施行する

(2) この約款は令和1年10月1日より施行する

(3) この約款は令和2年12月1日より施行する

(4) この約款は令和3年4月1日より施行する

(5) この約款は令和6年4月1日より施行する

(5) この約款は令和7年5月1日より施行する